

「(仮称)世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例」(骨子案)

条例制定に当たっての基準は厚生労働省令で定められているが、当該基準は、以下の2つの類型に分類される。

従うべき基準・・・下記、「備考欄 印で記載したもの」

(条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。厚生労働省令と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは可能。)

参酌基準・・・上記、従うべき基準以外のもの

(厚生労働省令の基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される)

【基本方針】

内容	備考
<p>利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、その選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスが特定の種類や事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行わなければならない。</p> <p>区市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の事業者、介護保険施設、住民の自発的活動を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	

【人員基準】

項目	内容	備考
従業者の員数	次の要件を満たす1人以上の必要数を配置しなければならない。 保健師 介護支援専門員 社会福祉士 経験のある看護師 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 (地域包括支援センターの職員との兼務が可能)	
管理者	常勤専従の者を配置しなければならない。ただし、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。	

【運営基準】

項目	内容	備考
内容及び手続きの説明及び同意	あらかじめ利用申込者または家族に、運営規程の概要等サービス選択に関する重要事項を文書で説明し、同意を得て、提供を開始する。	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	
介護予防支援業務の委託	委託先の選定に当たっては、公正中立性を確保する。 委託先がアセスメント(【介護予防支援の具体的取扱方針(概要)】のアセスメントと同義。)業務や介護予防サービス計画の作成業務等を一体的に行うことができるよう配慮する。	

	<p>委託先は、都道府県の実施する研修を受講する等指定介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者とする。</p> <p>委託した場合であっても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者であることから、委託先が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行う。また、委託先が評価を行った際には、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うこと。</p> <p>委託先との関係については、利用者や関係者等に誤解のないよう十分な説明を行うこと。</p>	
<p>運営規程</p>	<p>運営規程には、次の事項を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的及び運営の方針 職員の職種、員数及び職務内容 営業日及び営業時間 サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 通常の実業の実施地域 その他運営に関する重要事項 	
<p>秘密保持等</p>	<p>従業者（であった者）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。事業者は、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。</p> <p>サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておく。</p>	
<p>介護予防サービス事業者等からの利</p>	<p>事業者・管理者は職員に対して、特定事業者等によるサービスを位置付け</p>	

益收受の禁止等	<p>るべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>職員は利用者に対して、特定事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>特定事業者等のサービス利用の対償として、その特定事業者から金品等を受け取ってはならない。</p>	
事故発生時の対応	<p>サービス提供により事故が発生した場合には、区・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況・事故に際して採った処置について記録する。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</p>	
記録の整備	<p>従業者・設備・備品・会計に関する諸記録を整備する。</p> <p>利用者に対するサービス提供に関しては、a.指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録、b.利用者ごとの介護予防支援台帳（介護予防サービス計画・アセスメント（【介護予防支援の具体的取扱方針（概要）】のアセスメントと同義。）結果の記録・サービス担当者会議等の記録・評価結果の記録・モニタリング結果の記録）c.苦情内容等の記録、d.事故の状況・事故に際して採った処置の記録等を整備し、完結の日から2年間保存する。</p>	

【介護予防支援の基本的取扱方針】

内容	備考
<p>(1) 利用者の介護予防に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。</p> <p>(2) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。</p>	

(3) 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【介護予防支援の具体的取扱方針（概要）】

項目	内容	備考
計画的な指定介護予防サービス等の利用	計画の作成又は変更に当たり、計画的に指定介護予防サービス、地域住民による自発的な活動等の提供が行われるようにする。	
総合的な介護予防サービス計画の作成	介護予防サービス計画の作成又は変更に当たり、課題分析の結果に基づき、介護予防給付対象サービス以外のサービス（地域住民による見守り、配食・会食などの自発的な活動によるサービス等）も含めて介護予防サービス計画に位置付けることにより、総合的かつ目標志向的な計画となるよう努める。	
課題分析の実施	利用者の生活機能や健康状態、環境等を把握した上で、運動・移動、家庭生活を含む日常生活、社会参加・対人関係・コミュニケーション、健康管理の各領域ごとに状況を把握し、利用者・家族の意欲・意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限発揮し自立した生活を営むことができるように、支援すべき総合的な課題を把握（以下、「アセスメント」という。）する。	
課題分析の留意点	アセスメントは利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接して行う。	
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	利用者等の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、担当職員が作成した計画原案の内容について専門的見地からの意見を求める（止むを得ない場合には照会により意見を求めることができる）。	
計画の説明及び同意	原案でのサービス等について保険対象かどうかの区分をした上で、原案を利用者・家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。	
計画の交付	計画を利用者とサービス担当者に交付する。	

個別サービス計画作成の指導及び報告の聴取	サービス事業者等の個別サービス計画作成を指導するとともに、サービス提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも月1回聴取する。
実施状況等の把握	計画の実施状況を把握（以下、「モニタリング」という。）し（継続的アセスメントを含む）必要に応じて計画の変更・事業者との連絡調整等を行う。
実施状況等の評価	計画に位置づけた期間が終了するときは、計画の目標の達成状況を評価する。
モニタリングの実施	<p>モニタリングに当たっては、利用者・家族・事業者等との連絡を継続的に行い、特段の事情がない限り、次のとおり行う。</p> <p>少なくともサービス提供開始月の翌月から3月に1回、サービス評価期間の終了月と、利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者へ面接する。</p> <p>訪問しない月は、可能な限り、通所サービス事業所への訪問等の方法により面接するように努め、面接できない場合には電話等により連絡する。</p> <p>少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。</p>
計画変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取	要支援者が要支援認定や変更認定を受けた場合、サービス担当者会議の開催により、計画変更の必要性について専門的見地からの意見を求める（止むを得ない場合には照会により意見を求めることができる）
計画変更時の手順	計画の変更についても、作成時と同様にアセスメント等を行う。
主治の医師等の意見等	<p>介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション等の医療サービスを希望する場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求める。</p> <p>医療サービスの計画への位置づけは、主治医等の指示がある場合に限り行い、その他のサービスについて主治医等からの留意点を尊重する。</p>
介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具販売の計画への反映	<p>利用の妥当性を検討し、必要な理由を計画に記載する。</p> <p>介護予防福祉用具貸与は、必要に応じて随時、サービス担当者会議で継続の必要性を検証し、継続が必要な場合には理由を計画に記載する。</p>

【介護予防支援の提供に当たっての留意点】

内容	備考
<p>(1) 特定の機能の改善だけを目指すのではなく、機能の改善や環境の調整を通じて、日常生活の自立のための取組を総合的に支援することで生活の質の向上を目指す。</p> <p>(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に生活機能の向上に対する意欲を高めるように支援する。</p> <p>(3) 具体的な日常生活での行為について、状態の特性をふまえた目標を、期間を定めて設定し、利用者・サービス提供者等と目標を共有する。</p> <p>(4) 利用者の自立を最大限引き出す支援を基本とし、できる行為は可能な限り本人が行うように配慮する。</p> <p>(5) サービス担当者会議を通じて、多くの専門職種の連携により、地域の予防給付対象外のさまざまな保健医療サービス、福祉サービス、地域住民の自発的活動によるサービス等の利用も含め、介護予防に資する取組を積極的に活用する。</p> <p>(6) 地域支援事業・介護給付と連続性・一貫性を持った支援を行うよう配慮する。</p> <p>(7) 介護予防サービス計画策定に当たっては、個別性を重視した効果的なものとする。</p> <p>(8) 機能の改善の後についても、状態の維持への支援に努める。</p>	